令和７年度岡山県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業の推進方針

令和７年５月12日
岡山県農林水産部農村振興課

１　趣旨

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記２の第10の２の規定により、推進方針を定める。

２　基本方針

令和５年４月施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地の集積・集約化は市町村の策定する地域計画に沿って進められることとなった。地域計画は、農業委員会や農地中間管理機構、ＪＡ、土地改良区、県等の関係機関が、それぞれの役割に応じて策定を支援することとされており、地域農業の将来像を描くための話合いを活性化させることが重要となる。

そこで本県では、地域計画の目標達成に向けたツールとして、地域集積協力金交付事業や集約化奨励金交付事業の活用を推進し、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を進める。

３　推進のポイント

（１）地域計画の協議の場等での周知による活用促進

地域計画の協議の場等で周知し、担い手への農地集積・集約化に関心の高い地域等で活用されるよう推進する。

（２）中山間地域においての活用

「中山間地域」においては、機構の活用率が「一般地域」より低い割合から交付対象となる点等を生かし、これまで活用を見合わせていた地域等に働きかけを行い、農地集積・集約化に向けた話合いの活性化を図る。

（３）基盤整備事業検討地区等においての活用

地域集積協力金は、基盤整備事業の受益者負担の補填など、地域農業の発展を図る観点から活用できる点を生かし、基盤整備を検討している地域や、集落営農の組織化・法人化を検討している地区に対して、重点的に働きかけを行う。